

★その2に続いて、提出した意見書は下記です。

#### A. 除去土壌等に係る一連の処置過程での言葉の定義についての問題

##### 1. 除染土壌に対する各種の措置行為を、特措法改正あるいは省令で明確に定義すべきである。

特措法2条で、除去土壌は下記に定義されている。

「この法律において「除去土壌」とは、第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は第三十五条第一項に規定する除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。」

この除染等の措置の定義はないまま、環境省は各種のワーキンググループを組織して、**除染土壌に対して、分別・分級・溶融／焼成・固形化処理等の操作**を行い検討し、ガイドラインを作成して省令改定を正当化しようとしている。

しかし、**ガイドラインには法的拘束力はない**。最終処分も含めて重要な操作概念であるこれらの言葉に関して明確な定義を行うべきである。

それが出来ていない今回の省令改定は行うべきではない。

##### 2. 一連の除染土壌に対する処置操作が省令改定案では記入されていない。

除去土壌の処分に関する58条二～四において、条文のどこにも、**分別・分級・溶融／焼成・固形化処理等の操作について説明がなく**、結果として、大気汚染、水質汚染等に対して対策が書かれている。このような条文からは、一連のワーキンググループによる討議も見えない。非常に科学的技術的にも理解できない条文であり、国民一般が理解することを妨げているような**条文作成操作**がされている。当初58条二が除去土壌の処分として策定された段階では、現在まで進められている各種のワーキンググループでの作業内容は想定されていなかったと推察でき、その後各種のワーキンググループを設置して処分内容の検討を進めてくる中で、**上記のような多数の処分手法及び再生利用を処分にいれることで混乱をきたしてきたと推察する**。以上の理由からその一連の過程を曖昧にするような文言で作成されている今回の改定案は非常に分かりにくいものとなっており、撤回すべきである。**新たな法制度か、特措法の改定で対処すべきである**。

##### 3. 58条二の除去土壌の処分内容が不明確である。

58条二は**どんな操作がされる除去土壌の処分か不明**である。新たに創設した58条三は埋立て処分、四は再生利用と解釈すると、二はそれら以外であり、WGのスライドを見る限りは**溶融、焼成、固形化の処理**を意味するとも理解できる。ただ、改定された二においてその説明がなく不明瞭であり、パブコメへの意見書書くことも難しい。1項二号に排ガスについて書かれているので、焼成の処理とも推察できるが、不明確である。このように内容が明確でない条文への理解は不可能であり、即刻取り下げるべきである。パブコメの対象とすること事態が非常に不誠実である。

##### 4. WGにおける重要な技術用語が省令案では書かれず、不明瞭な再生利用等の概念が不明瞭である。

2025年2月7日に実施された「中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討WG（第10

回)」の資料を見ると、**除去土壌の処置の4シナリオ**が提示されている。その中で 8000 Bq/kg 以下の処置物として操作されたものの中に、**スラグ／焼成物**があり、それらは**再生利用等**の中に含まれている。生成された**スラグも除去土壌として再生利用される**とも受け取れる。また、この生成物を生産する過程は、創設案58条四で述べる**再生資材化**によるものかも不明である。WGは省令改定を前提に作業が進められていると推察できるが、そこで使用されている**重要な操作概念、技術概念、及び生成物**について、省令改定案では**定義されずかつ使用されていない**ことは非常に不誠実であり、国民を混乱させる。

さらに、本パブコメのコーナーでは、関連資料として各種のWGの資料とリンクされている。そのリンク先での検討資料で使用されている重要な技術用語が省令改定案では使用されていない。非常に不誠実である。

以上の理由から、本省令改定案は取り下げるべきである。